

令和 7 年度第 3 回  
朝霞市地域福祉計画推進委員会  
朝霞市地域福祉活動計画推進委員会 議事録

令和 7 年 10 月 14 日

福祉部 福祉相談課

別記様式（第4条関係）

会 議 錄

会 議 の 名 称	令和7年度第3回 朝霞市地域福祉計画推進委員会 朝霞市地域福祉活動計画推進委員会	
開 催 日 時	令和7年10月14日（火） 午前10時00分から 午後 0時00分まで	
開 催 場 所	朝霞市総合福祉センター 第1・第2会議室	
出 席 者	別紙のとおり	
会 議 内 容	別紙のとおり	
会 議 資 料	別紙のとおり	
会 議 錄 の 作 成 方 針	<input checked="" type="checkbox"/> 電磁的記録から文書に書き起こした全文記録	
	<input type="checkbox"/> 電磁的記録から文書に書き起こした要点記録	
	<input type="checkbox"/> 要点記録	
	<input type="checkbox"/> 電磁的記録での保管（保存年限 年）	
	電磁的記録から文書に書き起こした場合の当該電磁的記録 の保存期間	
	<input checked="" type="checkbox"/> 会議録の確認後消去 <input type="checkbox"/> 会議録の確認後 か月	
会議録の確認方法 委員全員による確認		
そ の 他 の 項 必 要 事 項	傍聴者 0人	

令和 7 年度第 3 回

朝霞市地域福祉計画推進委員会・朝霞市地域福祉活動計画推進委員会

令和 7 年 10 月 14 日 (火)

午前 10 時 00 分から

午前 12 時 00 分まで

総合福祉センター第 1 ・ 第 2 会議室

1 開 会

2 委員長あいさつ

3 議 題

(1) 前回会議からの変更点について

(2) 各個別計画について (第 6 章から第 8 章)

(3) その他

4 閉 会

---

出席委員 (10 人)

委 員 長	丸 山 晃
副 委 員 長	土 佐 隆 子
委 員	宮 本 雄 司
委 員	川 村 岳 人
委 員	新 坂 康 夫
委 員	尾 池 富 美 子
委 員	横 田 曜 子
委 員	中 村 敏 也
委 員	山 岸 亮
委 員	岡 田 都 子

---

欠席委員 (8 人)

委 員	池 田 玉 季
-----	---------

委員	村 串 克 己
委員	田 畑 康 治
委員	中 村 加津 雄
委員	木 村 宏
委員	伊 藤 允 光
委員	池 田 直 弥
委員	小 川 律 子

---

市事務局（6人）

事務局	福祉部長	佐藤 元樹
事務局	福祉相談課長	山木 健
事務局	福祉相談課長補佐	平岡 謙一
事務局	福祉相談課福祉相談係係長	萩原 朋子
事務局	福祉相談課福祉相談係主任	國重 慶子
事務局	福祉相談課地域福祉係主任	高麗 大輔

---

社会福祉協議会事務局（4人）

事務局	常務理事	渡辺 淳史
事務局	地域福祉推進課長	白木 順子
事務局	地域福祉推進課長補佐兼係長	上馬場 徹
事務局	地域福祉推進課地域福祉推進係主査	秋山 晋司

---

計画策定支援事業者（2人）

株式会社ジャパンインターナショナル総合研究所 大塚氏、國分氏

## 資料一覧

- ・次第
- ・資料1 委員名簿
- ・資料2 第5期朝霞市地域福祉計画及び第5期朝霞市地域福祉活動計画 素案
- ・資料2 (差替え部分) 素案差替え部分
- ・資料3 第5期計画での進捗確認シート (案)
- ・資料4 成年後見制度利用促進基本計画 差替え
- ・資料5 今後のスケジュール
- ・資料6 意見提出表

## 審議内容（発言者、発言内容、審議経過、結論等）

### ◎ 1 開会

#### ○ 事務局・高麗主任

皆さん、おはようございます。定刻となりましたので、朝霞市地域福祉計画推進委員会及び地域福祉活動計画推進委員会を始めさせていただきます。本日はお忙しい中ご出席いただき、ありがとうございます。本日の司会を務めさせていただきます、福祉相談課の高麗でございます。どうぞよろしくお願ひします。

はじめに、本会議は会議録作成のため録音させていただきますのであらかじめご了承ください。

続きまして、本会議は「市政の情報提供及び審議会等の会議開催・公開に関する指針」により、原則公開となっております。会議の途中で傍聴希望者があった場合には傍聴席の範囲内で入場していただきますので、あらかじめご了承ください。

### ◎ 2 委員長あいさつ

#### ○ 事務局・高麗主任

それでは、開会にあたりまして、丸山委員長よりごあいさつをいただきたいと思います。委員長、よろしくお願ひいたします。

#### ○ 丸山委員長

皆さん、おはようございます。前回の会議で皆さんからいただいたご意見等を踏まえて、今回は少しボリュームが増しています。ただ、地域福祉計画、地域福祉活動計画、それぞれ十分というところまではまだいっていませんので、本日も皆さんから意見を聞いて、また修正や調整をしていく形になります。忌憚のないご意見等をいただきますよう、どうぞよろしくお願ひいたします。

### ◎ 資料確認・出席状況報告・本日の会議の進め方

#### ○ 事務局・高麗主任

ありがとうございました。議事に先立ちまして配付資料の確認をお願いいたします。本日の資料ですが、次第、資料1として委員名簿、資料2として素案及び本日机に置かせていただいております資料2の差替え部分、資料3「第5期計画での進捗確認シート（案）」、資料4として成年後見についての差替え部分の資料、資料5「令和7年度計画策定スケジュール」、資料6が意見提出表、以上となります。お手元に全ての資料がありますでしょうか。

#### ○ 丸山委員長

事前送付分と机上配付分があります。もし途中で、ない資料がありましたら挙手していただければと思います。

## ○事務局・高麗主任

本日の委員の皆様の出席状況ですが、委員18名中10名の方にご出席いただいておりますので、朝霞市地域福祉計画推進委員会条例第7条第2項の規定に基づきまして、会議が成立することをご報告いたします。

次に、本日の会議についてご説明いたします。本日は、次第にもありますとおり、議題（1）「前回会議からの変更点について」、議題（2）「各個別計画について」とさせていただいております。議題（1）については、前回会議にて素案を提示し、内容へのご意見をいただきました。また、朝霞市では「地域福祉を推進する府内検討委員会」を2回開催いたしまして、そちらでもご意見等をいただきました。ご意見等を踏まえ今回の素案で大きく変更した点として、議題（1）では主に第4章「施策の展開について」をお伝えさせていただきます。議題（2）「各個別計画について」では、議題（1）と同様に、推進委員会・地域福祉を推進する府内検討委員会にていただいた意見を基に、「重層的支援体制整備事業実施計画」「成年後見制度利用促進基本計画」「再犯防止計画」をそれぞれ章立てし、計画の位置づけや概要、取組について掲載を行うこととしましたので、ご説明させていただきます。

本日の会議でお願いしたいこととしまして、一つ目は、施策の体系のうち方向性の名称変更を2か所検討しておりますので、その方向性の名称についてご意見をいただきたいことと、二つ目としまして、本日いただいたご意見は会議中に方針を決定し、本日の会議をもって素案の方向性を固めたいと考えておりますので、ご協力のほどよろしくお願ひいたします。

それでは、ここからは委員長に議事の進行をお願いしたいと思います。委員長、お願ひいたします。

## ◎3 議題

### （1）前回会議からの変更点について

#### ○丸山委員長

それでは、ここから議事に入っていきたいと思います。先ほど事務局からも説明がありましたけれども、前回までの皆さんのご意見と市役所の中の委員会のご意見等を踏まえて、現状での修正案がお手元のほうに挙がってきております。それについて協議をしたいと思います。まず、議題（1）「前回会議からの変更点について」を、事務局から説明をお願いします。

#### ○事務局・國重主任

では、議題（1）「前回会議からの変更点について」のご説明をいたします。はじめに、資料2「計画素案」のうち前半の第1章から第3章までについては、資料や統計データなどを最新のものに変更したほかは大きな変更点はございません。第4章以降の変更点については、1点目として第4章の「施策の展開」、2点目として第5章の「計画の推進体制」、3点目として全体的なレイアウトと今後の修正の大きく3点ございます。

それでは、第4章「施策の展開」についてご説明いたします。素案52ページをお開きください。ご覧のとおり、前回から掲載内容が大きく変わっており、統計データやアンケート結果などから「現状と課題」を新たに追加しました。また、市や社協の施策として関連する主な事業や事業概要を掲載しております。こちらの掲載事業に関しましては、府内に照会を行い、関連事業の洗い出しを改めて行った上で、特に関連性の高いものを掲載しています。さらに、指標と目標も追加し、数値評価が難しいものについては言葉で説明しております。なお、社会福祉協議会の担当課の欄については、全て「地域福祉推進課」となることから、記載はしておりません。

次に、第4章の全体的な変更点としまして、これまで第4章に含めて掲載しておりました、重層的支援体制、成年後見制度、再犯防止に関する内容については、第6章以降に個別計画として別立てに変更しています。こちらの各計画についてはこの後の議題（2）で説明いたします。

ここで、本日お配りした資料2（差替部分）をご覧ください。こちらの資料は、加筆・修正が素案に反映しきれていない箇所をまとめたものです。資料の下部にあるページ数は、素案のページと一致していますので、該当するページについてはこちらの差替部分を優先してご確認ください。前回の推進委員会や府内検討委員会でのご意見を踏まえた主な変更点ですが、差替部分の66ページをご覧ください。「権利擁護と尊厳の確保」につきましては、虐待防止などの事業掲載が中心となります。障害者差別解消法を踏まえ、施策の方向性に「合理的配慮」に関する文章を追加しました。

素案の冊子に戻り、72ページをご覧ください。相談支援を必要とする方としてこども関係のキーワードが不足しているとのご意見を踏まえ、こどもや若年層への支援に関する記載を「施策の方向性」に追加するとともに、73ページの主な事業に「学校に行きづらい児童生徒への支援の推進」を追加しました。

78ページをご覧ください。生活困窮者等への就労支援がハローワークに丸投げのように見えるとのご意見を踏まえ、ハローワークとの連携だけでなく、市で行う就労支援を主な事業として掲載しました。

差替部分の83、84ページをご覧ください。こちらでは、居住支援に関する事業を具体的に記載するとともに、バリアフリー・ユニバーサルデザインについても掲載を追加しました。また、府内循環バスなどの移動手段についても掲載を充実させました。これに伴い、方向性のタイトルを「暮らしやすい住まいへの支援」から「暮らしやすい住まいや移動手段の支援」に変更したいと考えております。

素案に戻りまして、86ページをご覧ください。こちらの項目では、初犯を含めた犯罪の防止などについて記載したほうがよいとのご意見をいただきました。こちらの内容につきましては、方向性のタイトル「再犯防止の推進」の変更を含め、この後の議題（2）の再犯防止推進計画と併せて説明させていただきます。

議題（1）「前回会議からの変更点」のうち、第4章「施策の展開」についての説明は以上です。

○丸山委員長

説明ありがとうございました。前回からボリュームが増えただけではなく、幾つか項目や用語の変更、内容の追加があります。ここで皆さんからのご意見、ご質問をお受けしたいと思います。何か質問、意見等がありましたらお願ひいたします。いかがでしょうか。

その前に、方向性が大きく変わったところがあるので確認だけしたいのですけれども、83ページについて、前回のものと今日の差替えの83ページの両方を見ていただきますと、方向性の名前が変わっています。「暮らしやすい住まいや代替交通等の支援」が今日の差替え版では「暮らしやすい住まいや移動手段の支援」となっています。こちらについては、この変更で皆さんご了解いただけますでしょうか。まず、その確認をしたいと思います。

(一同「異議なし」)

○丸山委員長

では、こここのタイトル変更については承諾いただいたということで、それ以外のところも含めて、皆さんからのご意見、ご質問がありましたら、ぜひお願ひしたいと思います。いかがでしょうか。

○中村(敏)委員

少しずれてしまうかもしれないですけれども、学校へ行くときは障害福祉の児童の部分をやっているので、最近、こどもたちのウェルビーイングのことを考えることが多いです。15歳のこどもの世界の調査で一番の課題は何かというと、父子・母子との関係で、家庭の中でこどもたちと週二、三回話をするかという項目が、一番数値が低いのです。母子・父子関係が成立していないために将来に不安を感じるこどもたちが多いという調査結果が出てきているということです。また、小学校2年生のいじめ問題もとても大きくなっています。小学校2年生は他害、つまり、いじめでなぐるというような問題が多いのです。なぜ小学校2年生かというと、幼児教育の中で自分の気持ちをしっかりと伝える手立てが見つかっていなくて言葉が出なかったり、発達課題があるといったことで出てしまっているようです。このことから、例えば家庭力や幼児教育といったところの課題があると感じています。

そこで、この地域福祉計画の中でそのあたりを少し重めに入れていただけると、不登校問題なども改善が見られるのではないかと思っています。乳幼児や母子への支援が言葉として少ないように感じるので、どこかに入れることができないかと思っています。

○丸山委員長

確かに乳幼児、母子、ひとり親家庭の支援というところが全体的にあまり目立たない気もします。事務局、そのあたりについて何かありますか。

○事務局・國重主任

前回も中村委員からこどもの部分が弱いというご指摘いただいて、先ほどの説明にもあったとおり、不登校とか、そのあたりは加えています。この地域福祉計画の下に「こども計画」などのそれぞれの計画もひも付いているので、そちらのほうが、今いただいたようなことの対応をどうしてい

るかというところを確認するとともに、もう少し入れ込めるところがあるかどうか精査したいと思います。

○中村(敏)委員

不登校が32万人と過去最高に増えている中で、朝霞市も増えていると感じております。こどもたちに目を向けてほしいので、少し強めに言わせていただきました。

○丸山委員長

こどもの管轄でいくと、児童福祉法や様々な法令の改正があったところで、今回、事前のアンケートでこどもの意見も聞きました。こどもの意見表明等支援員の養成・育成が全国的に始まっています。ひとり親家庭の関係では、法務省が民法の改正で、離婚後の共同養育支援策をつくっていくということが令和8年に施行される方向です。現状、制度にはなっていないのですが、今後のことを考えると、そういうところもこの中に出てくるのではないかと思いました。

ほかに何かご意見、ご質問など、いかがでしょうか。

○宮本委員

私もこども関係をやっているので、中村委員と同じ意見です。例えば不登校は、地域福祉が所管ではなく学校教育とか教育委員会だと思うのです。例えば73ページの「学校に行きづらい児童生徒への支援の推進」は、学校に行きづらいのに、学校の「さわやか相談室」が事業としてあります。そもそもそれで解決するのかという問題と、学校に行かないのにどうやって相談するのか、その人が家まで来てくれるのかなど、具体的にはいろいろ考えることができます。行きづらいということは地域にいるわけなので、では地域福祉の面からどうアプローチするか。例えば民生委員や自治会がプッシュ型で関わるとか、こどもに対する支援ではなく、家庭に対して困りごとを聞いて、こどもが学校に行ってないとか、その背景にはおじいちゃん・おばあちゃんの介護をしているからこどもを見られないと分かれば、それは重層的な支援のほうにつながると思うので、地域福祉の視点から、学校に行きづらい児童への支援として考えられるところを書いてもいいのではないかと思いました。

再犯防止について、初犯も含めるというご説明をいただきましたが、こども・若者のときに初犯になる可能性が高いので、再犯を防止することも大事ですけれども、初犯するときの背景に何があるのかを考える必要があると思います。家庭に居場所がないとか、学校に行かなくなつて居場所がなく、遊ぶお金もなくて万引きをしてしまうのであれば、そことの組み合わせで、日中外にいるこどもがいたら、地域の人が「どうしたの?」と声を掛けたり、お店の人が「何かお探しですか」と声を掛けるなど、万引きをしてから捕まえるのではなく、地域で事前に犯罪を防ぐことが大切です。要は、こどもにとっては地域の人や大人から見守られている、孤立していないということが大事だと思います。また、指標が保護司の人数になっているのですが、そもそも定員を満たしてなくて、定員を満たすために目標値にしているのですか。ほかに数値で測れるものがないということだとは思うのですけれども、福祉相談課、こども未来課、教育指導課でされていることをベースに、

地域福祉の視点で書かれるといいのではないかと思いました。

○丸山委員長

政策的な部分と、朝霞市が以前から大切にしている、地域でできること、民間でできることなど、いろいろなところで反映できればと思います。事務局から何かありますか。

○事務局・山木課長

貴重なご意見いただきましてありがとうございます。子どもの居場所づくりといった関係のところを施策の方向性あたりにもう少し盛り込んだほうがいいのではないかというご意見と受け止めました。例えば69ページの「社会参加とつながりづくりの支援」のところに孤独・孤立対策の関係、「施策の方向性」の中に「見守りや居場所づくり」という表現、その下の「市の主な施策」に「子ども・若者の居場所づくりの推進」という施策を入れておりますが、今、各委員からご意見をいただきましたので、地域福祉の観点から何をしていくかというところを検討して、例えばこここの「施策の方向性」の中でそのあたりをもう少し厚めに書きたいと思っております。

○丸山委員長

おそらく、一つの事業が一つの目的や方向性だけではなく、二つ、三つと関連していくので、見る人の立場によって違ってくる点もあるのではないかと思っています。

○尾池委員

子どもの居場所の件で、これからチャレンジするのですが、高齢者のミニデイサービスをしていて、空いている時間があるので、その時間を利用して、学校に行きづらいお子さんを支援している団体と一緒に、高齢者と時間を共有してもらうという取組を考えており、16日に初めてそのテストケースを実行します。それをするにあたっては、市役所のミニデイに関する要綱、事故の対策、そのすみ分けなど、いろいろな問題がたくさん出てきているので、それを一つずつクリアして、高齢者のいる中で、子どもが緩やかに、満足できるといいと思っています。音楽療法にしても、学校に行きたくないお子さんがそれに会って、勇気をもって学校に戻れればと思います。学校に行きたくないお子さんを支援する方たちが高齢者にスマホを教えてくれるのですが、その代わりにお子さんと遊んでくださいと。事故対策などについては行政にお世話になるかもしれませんけれども、まさしく地域福祉の観点から、居場所イコール子ども食堂ではなく、探せばいろいろなところで可能性が出てくると思います。我々もこれから実践するので、ご助言をいただけたらと思いますし、ほかにも波及していくべきと思っています。

○丸山委員長

地域でできることとして、前回の計画でも、コラムで市民の各団体や事業所がこういう活動をしているということをいろいろと書かれていました。そういう例も挙げていただくといいと思います。そういう活動は、まだ想定されていない課題や計画に載っていないような課題にも対応していくと思うので、それに対して行政や社会福祉協議会がどういうバックアップや支援をするかというところが計画の中に反映されるといいと思いました。では、事務局、お願いします。

○事務局・平岡課長補佐

再犯防止の指標のところで、保護司の人数でいいのかというご指摘をいただいたと思います。この再犯防止の指標については、どういったものを指標にしようかということで、ほかの市町村も調べました。例えば、保護司が中心になって、民生委員さんにも協力いただいて行っている「社会を明るくする運動」の周知・啓発に努めるというような目標があったのですが、啓発活動を具体的な数値として掲げるのは難しいので、ほかに数字として良いものが何かないかと考え、最終的に検討した結果がこちらでございました。事務局としてもこの指標と目標については非常に苦慮したところで、現状はこのようになっているという状況でございます。

○宮本委員

保護司は、今、定員よりも不足しているのですか。それとも、定員を引き上げる目標ですか。そこが分かりません。

○事務局・山木課長

保護司の定員につきましては、朝霞、和光、新座、志木の4市での保護司の定員がございまして、朝霞市だけの定員はない状況です。我々いたしましては、担い手不足もありますし、保護司さんの数が増えることによって再犯防止の各施策に続くものがあるのではないかと考えて、今回、目標に挙げさせていただきました。

○丸山委員長

非行防止であるとか初犯というよりも、再犯防止計画の法的な位置づけと防犯活動の位置づけとのギャップがどうしてもあるし、他の自治体との兼ね合いもあると思いますので、ここの書きぶりはご意見を参考にして少し検討していただきたいと思います。

○中村(敏)委員

母子の関係性を強めたいと思っています。「支え合いの心を育み、誰もが地域でつながるまち」という目標の中で、生まれる前から支援の輪を広げないと、こどもは生まれないと思います。朝霞市長は産前産後事業に力を入れるとは言ってくださっているのですけれども、そこを盛り込んでないで、産前産後のところからしっかりと地域とつながっている、こども・子育ては怖くないというあたりまで持つていていただけるといいと思います。先ほどの、こどもとの遊び方が分からぬとか、伝え方が分からぬために児童虐待をする、そうすると、こどもが未成熟になってしまって、小学校2年生の問題などいろいろつながっていくので、生まれる前からの支援ということが入っていたらうれしいと思います。

○丸山委員長

貴重なご意見だと思います。事務局でもぜひご検討いただければと思います。

○岡田委員

息子が不登校をしました。小学校は6年まで行って、中1で富士見市に移って、その時点で出てきたのです。それで、富士見市では教育相談所がありまして、そちらにお世話になって、朝霞でも

相談所に行ったのですが、そこには専門の方がいらっしゃらなかつたので、申し込まざに過ごしました。高校は定時制に入ったのですが、そこでも1年留年してしまつて、今は成人して社会で過ごしています。それで、昔のPTAの友達に頼まれて、朝霞の講演会のようなところで息子の様子を話したことがあるのです。そのときに思ったのは、相談するところが充実してないのではないかということです。また、私は昔、ファミリー・サポートでお子さんを預かっていました。障害のあるお子さんを担当していたのですが、そのとき、富士見市にはそういったファミリー・サポートの障害者担当に対して教育するような場があつたのです。そういったことを本当はここで話したかったのですが、ファミリー・サポートも相談所も地域福祉ではないくくりなので、どこで話したらいいか分かりませんでした。

私が不登校の息子を抱えて思ったことは、先ほど中村委員がおっしゃったように、こどもが不登校になるのは、もちろん学校でのこともありますけれども、母との関わりが一番強いと思うのです。そういう子たちが集まれる場所というのも一つの意味があるかと思いますけれども、母親がどのように接触したらいいか。例えば、「早くしなさい」とか「完全にやりなさい」という言葉は禁句で、受け入れるという言葉がすごくキーポイントなのですが、普通のお母さんたちは、何をどうしたらいいか分からぬ。例えば、ハンバーグを食べたいと毎日言う子に、食べさせるのではなくて、「ハンバーグが食べたいというあなたの気持ちは分かるよ」と、その気持ちだけを受け入れるということがお母さんたちは分かってない。あとは、スキンシップのことなども、こどもが生まれる前か後かは分かりませんけれども、成長する、教育する前の段階でお母さんたちに教育するということがとても大切だと私は思います。それが地域福祉でできるのかどうか、そのあたりがよく分からず、どこで話したらいいのかと思っていました。

それから、これは小さな話ですけれども、アンケートについて、人数の推移だけではなくて、パーセントの推移が出ていて分かりやすくなつたと思うのですが、一つだけ、健康寿命はどのようにして測ったのですか。また、単位も分かりませんでした。

それから、この計画もこういう冊子の形になるのだと思いますが、どこに置いて、誰が読むのかということが気になりました。というのは、私は本当に普通の市民なのですが、非常に読みにくくて疲れます。抽象的なことは自分の頭の中で具体的なものに置き換えない理解しにくいです。だから、最初はもちろん抽象的なですが、頭で置き換えて理解しました。また、この中に、例えば「インクルーシブな社会」という言葉がありますが、「共生社会」という言葉のほうが皆さん慣れていて使ってらっしゃるのに、なぜ「インクルーシブな社会」という言葉にしないといけないですか。また、「重層的支援」なども一般の市民には分からぬと思います。そういう言葉については、解説を入れるとか、何ページ以降を見てくださいと入れるなど、一般の市民の人が読んだときに分かりやすくしてほしいということを、今回、強く思いました。

あと、同じ文章が気になります。最後のほうは具体的に書かれているかと思ったら、最後のほうも全く同じ文章になつたり、具体的な部分と現状のところが全く同じ文章のところもありま

す。64ページも、上のところと表中が全く同じです。こういうものは、なるべく少なく端的に必要なことだけ入れてもらったほうが読みやすいので、そのあたりをもう少し精査していただきたいです。同じことが書かれている部分はたくさんあって、しかも、理念のような抽象的なことが結構あり、それで私は本当に疲れて、読みたくないと思いましたので、普通の市民に読みやすいようにということはお願いしたいです。

○丸山委員長

計画は誰のための計画かというと市民のための計画なので、読む市民の方が分かりやすいというのは絶対条件だと思います。私も読みながら「あれ？」という部分がありました。ほかの委員の方々も、現状と課題、方向性、施策で重複しているとか、分かりにくいところがあれば、この会議が終わってからで結構ですので、ぜひご指摘をいただきたいと思います。

用語については、今日の資料では、一番最後のページの資料編に「用語説明」とあるけれども、内容は出ていません。おそらく、前回と今回とでは政策的な用語なども変わってきており、「インクルーシブ」は教育のところから出てきた言葉で、前回のときには一般化してなかつたものが今回出てきています。そういう言葉については説明を入れていただけると思うので、どこを説明してほしいというご意見もいただきたいと思います。その説明文が市民に分かりやすいかという部分は、次回までに確認ができればと思っています。

あと、岡田委員が大切なことをおっしゃったと思うのですが、幾ら説明を尽くしても、この分厚さでは一般の方は読みにくいと思います。概要版や、知的障害を持っている方や子ども向けの分かりやすい版まで発行する自治体もありますので、この計画本体に付随して、そういう文書についてもぜひ事務局で検討いただければと思います。

○山岸委員

先ほど委員長がおっしゃったとおりだと思います。全体としては今つくっているものでいいと思うのですが、ただ、例えば高齢者のことだけ知りたいとか、子どものこと、障害のことだけを知りたいといったときに、自分が知りたいところだけを拾えるような冊子があるといいと思いました。つまり、概要版と、それぞれの項目ごとの分冊化です。コストが掛かってしまうのですが、ただ、これがラックにぽんと掛かっていたら、厚くて自分がほしいところが探せないので、手に取ってもそっと閉じてしまうと思います。参考にしてください。

○丸山委員長

本来、この地域福祉計画・地域福祉活動計画は、対象分野ごとの個別の計画に横串を刺す共通のものや、介護保険、障害者総合支援法、子ども分野などの分野ごとの計画に載らない項目などを掲げています。今回は、再犯防止と成年後見がこの中に入っていますが、障害者分野や介護保険の分野は別立てで組んでいます。自治体によっては全てを一つにして、その中の介護保険+高齢者、障害者総合支援法+障害児（者）のものを分野ごとの計画として冊子化している自治体もあります。今までの朝霞の作り方はこのような形ですが、地域福祉計画の位置づけが大きく変わってきた

ので、次の計画をつくるときは、分野ごとの計画と上位計画としての地域福祉計画・地域福祉活動計画という形も視野に入れてもいいのではないかと思います。

川村委員、そのあたりについてはいかがお考えでしょうか。

○川村委員

先生がおっしゃるとおりで、特段付け足すことはありません。

別件で、コメントをさせていただいてよろしいでしょうか。83ページの居住支援に関するところについて、前回申し上げたことがあまり反映されていないということから推察するに、市としては計画に盛り込むことに慎重にならざるを得ないような状況もあるのだろうと思うのですが、個人的には大切だと思いますので、今一度発言させていただきます。83ページの中段からやや下の「市の主な施策」の、【住宅確保要配慮者等への支援】の2段落目に、「UR都市機構より市営住宅として50戸を借り受けていることから、今後も引き続き市営住宅を提供できるよう努めます」と書かれているのですが、50戸を借り受けたのでそれを提供できるように努めるという話をしているのか、それとも、今後もさらにURから借り受け戸数を増やすという話をしているのかが分かりにくいので、必要に応じて表現を修正していただけたらと思います。加えて、私がより大事だと思っているのは、市営住宅全体を見て、例えば倍率がどうなっているのか、空き室がどれくらいあるのか、すぐに入居したいという方のニーズに応えられているのかという実態を把握することのほうで、そのあたりもご検討いただきたいということが、まず一つです。

それから、当然のことながら公営住宅というのは市営だけではなくて県営もあります。所管課が県のほうに変わるので、朝霞市にあるという意味では、重要な資源になろうかと思います。市の計画だから市営住宅のことだけしか書きませんということでは居住支援の充実は望めないので、県営住宅を所管する県との連携についても言及いただく必要があるのではないかということが二つ目です。

三つ目は、市営住宅にしても県営住宅にしても、入居すればそれで全ての問題が解決するわけではありません。入居した後に、例えば福祉的な課題を抱えてらっしゃる方も多くいらっしゃいます。そういう困りごとや苦情などは住宅を所管する課のほうに行きがちなのです。しかし、住宅を所管する課では、それにどのように対応したらいいか分からず。そこには福祉課のほうで引き取って対応できる問題が多く含まれていると思うので、入居した後の入居者の方々の課題は福祉の担当部局と連携して対応するということも書いておく必要があるのではないかでしょうか。そうしないと、そこに暮らしている方々の安心は保障できないのではないかと思います。県営住宅を所管する県との連携も、住宅部局と福祉部局との連携も、なかなか難しいというのはよく分かっているつもりです。しかし、重層ではまさにそういった組織横断的な取組をどう広げていくのか、これまでの福祉と住宅とか県と市といった枠をどう越えていくのかというところが求められているのです。地域共生社会の実現という観点からも、今後取り組んでいく必要が非常に高い部分だと思いますので、ご検討いただけたらと思っています。

あともう一つ、83ページの表の一番下の、「住宅確保要配慮者への居住確保の促進」の事業概要について、「住宅を自力で確保することが困難な低額所得者、高齢者、障害のある人などが、安心して暮らせる住宅を確保できる環境の実現に努めます」と書かれていますが、これはおそらくこれまでも取り組んでこられたことだと思うし、具体的に誰がいつまでに何をするのか、さらに言うと、その手前の、現状をどう読み解いて、どう課題を抽出したのかというところが読み取れない、非常にぼんやりとした印象を受けます。これも前回にも申し上げたかもしれません、例えば居住支援法人や居住支援協議会との連携に関して踏み込んでいただくとか、83ページの上から2行目には、賃貸住居に入居が難しい高齢者に対して支援が必要という課題についても言及されていますので、そこと対応させるなどしないと、このままでは計画のモニタリングをする際にどう評価をしていいのか、計画期間が終わった後にその達成状況をどう評価したらいいのかということが、ここからは読み取れません。もう一步踏み込んだ内容にしていただけたとより良いと思いました。

長くなってしまいません。私からは以上です。

#### ○丸山委員長

住居の確保というのは生活の基盤の一番重要なところでもあります。こここの部分には現状の各事業が書いてあるのですが、本来であれば、障害者福祉でも高齢者福祉でも、例えば障害者のグループホームなどもそうですが、そういったところとの関係も出てきますし、先ほど出てきた、県との関係についても、方向性のところで「県等との連携」とか、「要望を上げていく」といった文言をぜひ検討いただければと思います。

時間の関係もありますので、先に進めさせていただきたいと思います。また戻ってご意見、ご質問をいただいても結構ですので、変更点の続きのご説明をお願いしたいと思います。事務局、よろしくお願いします。

#### ○事務局・國重主任

続きまして、議題（1）の2点目として、第5章「計画の推進体制」について説明させていただきます。本日配付しました、A3の資料3をご覧ください。前回の推進委員会でも少しお伝えいたしましたが、計画の進行管理について触れたいと思います。資料3が、今後の進捗管理で使用したいと考えている様式です。事業担当課は、表の真ん中あたりにある（2）で取組内容を文章で説明し、（3）に記載する数値に捕らわれず自己評価をすることを想定しております。併せて、課題を（4）に、今後の展開を（5）に記載します。

ここで、素案63ページをご覧ください。こちらは、方向性（1）「相互理解の推進」に関するページとなっており、ページ下段にあります「主な事業」には、「地域福祉講演会の開催」「障害者理解の促進」「園庭開放」の三つの事業が記載されています。一方、資料3の「主な事業」の欄には、網掛けをしていない「認知症への理解の促進」などの事業の掲載があります。これは、先ほど説明しましたとおり、素案には関連性の高い事業を抜粋して掲載しているためです。計画の進行管理においては、全ての関連する事業について資料3のとおり作成いたします。その上で、一つ一つの事

業を深掘りするのではなく、施策の方向性の単位で評価を行っていく考えです。

このようなことから、素案の88ページの最後の3行を追加し、方向性ごとに数値だけに捕らわれない評価を行っていくことを記載しました。

引き続き、議題（1）の3点目としまして、全体的なレイアウトと今後の修正について説明いたします。今後の修正点として、コラムの追加と、レイアウト、見せ方は今後変更してまいります。

「地域福祉」「地域共生社会」といった福祉の専門用語について、市民の方もよく分かる、理解しやすい内容にしてコラムに掲載したり、市や社協の事業を掲載したりしていきたいと考えております。また、課名については現時点の名称を掲載しております。最終稿の段階では、第6次朝霞市総合計画とともに、令和8年度機構改革に合わせた課名に変更します。

最後に、今後の市民コメントや職員コメントなどを踏まえ、全体的な構成や方向性を変更しない範囲において修正等を行いますことをご承知おきください。

#### ○丸山委員長

ご説明ありがとうございました。今後の進行管理、計画の進捗がうまく回っているのか、それとも、新しい課題が出てきたのかということについて、今までであれば具体的な目標が掲げられていて、事業ごとに達成できているか、できていないかを精査をしていたのですけれども、この計画期間の5年間で社会的な状況や法令も変わるという中で、具体的な目標を立てにくいものも多いので、資料3のような形で、方向性ごとにまとめた形で進捗状況のチェックをするということです。

併せて、88ページに「P D C Aサイクル」と書いてありますけれども、私が一委員の時代、こちらの委員会で、つくった計画をどのようにして市民と一緒に実現していくのかという、P D C Aのアクションの部分を、市民、事業者、ボランティア、医師会、民生委員の方や学識の方と検討していました。このプランを立てた後、どのようにしてこれを実行していくのかというところでは、「現状と課題」と「施策の方向性」の文章が非常に重要な要素になります。今も説明がありましたけれども、方向性のタイトルは変更しない範囲で、この中身について、現在は事業がないけれどもこんなイメージの事業が必要ということも含めて意見をいただいて、この委員会と市の庁内の検討会で検討して、文章化したいということです。

ここまでで皆さんからご意見、ご質問があればお願ひします。戻っていただいても結構です。

#### ○横田委員

資料をあちこち移動するので精一杯なのですが、住宅のところが気になりました。よく広報で、あと1部屋とか2部屋が空いていますと書かれていますが、これでニーズが賄えているのでしょうか。居住というのは本当に大事なので、その程度でいいのだろうかと感じています。今は海外の人も住まわれているという話も聞きます。URと連携しているとか、URに空き室があるという話が先ほどありましたが、住居の確保というのは本当に基盤の基盤なので、力を入れてやってほしいと思います。私はその住宅の前を普段から通るのですけれども、顔が見えないので、皆さん、どこにいらっしゃるのだろうかといつも考えながら通っています。このような厳しい状況の中では、高齢

者も本当に大変だろうと思います。皆さんのお話を聞きながら、重大なことだと改めて感じました。

○丸山委員長

ありがとうございます。

新坂委員、地域包括の立場で地域と関わっておられて、いろいろなことを耳にしたり見たりされていると思うので、ぜひご意見をいただければ幸いです。

○新坂委員

見させていただく中で良かったと思うのは、デマンド交通の部分を入れていただいたことです。地域では、バスが減便したり経路が変わるなど、いろいろな理由で足がなくなってしまった部分が、今回、デマンド交通という文言が入って、高齢者の方だけではなく、地域に住む方の足を確保できるということで、一歩進んだのではないかと思います。ここから他市のいろいろな良いものを取り入れながら、朝霞市独自の交通の便の確保について引き続き検討していただきたいと思います。高齢者の福祉計画や介護保険事業計画などにもぜひ載せていただきたいと思います。

あと、住宅の部分について、高齢者の方などは保証人がいらっしゃらなくて住宅を借りることが困難という話を聞きます。そういうところの支援もとても重要だと思いますので、併せて検討していただければと思います。

○丸山委員長

ほかに、いかがでしょうか。

○山岸委員

資料3について、計画進捗確認シートであるのに目標が載っていません。(4)の「今年度の活動に対する課題」で、目標に達しなかったものが例として載っていますが、これはたまたま課題を目標との比較で置いているだけです。ここに目標が入らない可能性もあるということですが、目標が分からないと評価がしづらいと思います。(3)の参考数値に「参加者〇〇名（うち子どもの参加者〇名）」とありますが、目標が分からなければ多いのか少ないのか分らないし、目標には届かなかったのだけれども去年よりは増えているといったことも分らないので、まず目標を載せてほしいです。項目によっては昨対、去年とか前期と比較ができるものがあったほうが、評価が見やすいです。参考にしてください。

○丸山委員長

これはまだ確定ではないので、今いただいたとおり、どういうことが目標の事業なのかということは分かるようにしたほうがいいと思います。必ずしも数字では測れないからこういう形でということで、今回、府内から提案が出ていますが、目標として例えば数値であればこういうことというような書き方があると、我々も評価しやすいと思いますので、よろしくお願ひいたします。

では、もう既に具体的な計画のところにも触れているのですけれども、議題（2）の各個別計画についての説明をお願いしたいと思います。成年後見制度の利用促進計画が中心になりますが、続

きの説明をしていただいて、必要に応じて前のところに戻りたいと思います。それでは、事務局より説明をお願いします。

## (2) 各個別計画について（第6章から第8章）

### ○事務局・高麗主任

議題（2）「各個別計画について」の説明をいたします。素案89ページ、第6章「重層的支援体制整備事業実施計画」、94ページ、第7章「成年後見制度利用促進基本計画」、101ページ、第8章「再犯防止推進計画」について、続けて説明いたします。

ページが戻りますが、46、47ページ、第2章「地域福祉を取り巻く現状」の第5節「課題のまとめ」をご覧ください。こちらに記載している内容は、第4期地域福祉計画・地域福祉活動計画の評価及び第5期計画策定のための各種アンケートや地域福祉懇談会などからの意見から抽出したものです。これらの課題を解決するための仕組みとして第5期地域福祉計画・地域福祉活動計画を策定しております。課題の中の「支援につながりにくい人への包括的な支援体制の構築」「多様なニーズに対応した柔軟で分野横断的な支援」「防災・防犯の地域づくりの強化」については、それぞれが、重層的支援体制整備事業の実施の必要性、成年後見制度の利用促進の必要性、犯罪のないまちづくりの必要性として地域福祉へのニーズがあることを見出しました。また、前回推進委員会において、これらの個別計画については「朝霞市として何を行うのかを明確にすること」「具体的な取組や方向性を記載すること」といったご意見をいただきました。これらの意見を踏まえて再考し、第4章「施策の方向性」に包含するのではなく、個別に章立てして、それぞれ具体的な取組や今後の活動を掲載する形にしております。

では、各個別計画について説明いたします。「重層的支援体制整備事業実施計画」「成年後見制度利用促進基本計画」「再犯防止推進計画」の構成は、「計画の位置づけ」「計画期間」「現状と課題」「具体的な市の取組」「推進に向けて」を基本とし、各計画に必要な内容を追加しています。なお、93ページ、第6章「重層的支援体制整備事業実施計画」の「7 推進に向けて」、及び99ページ、第7章「成年後見制度利用促進基本計画」の「7 推進に向けて」の2段落目の、「また」以降の文章については、102ページの第8章「再犯防止推進計画」の「5 推進に向けて」の2段落目の文章と同一内容へ修正いたします。

各個別計画は地域福祉計画に包含される計画であり、進行・進捗管理及び評価は、地域福祉計画の推進委員会にて行います。

### ○事務局・國重主任

素案89ページ、第6章「重層的支援体制整備事業実施計画」についてご説明します。こちらの計画は、現時点ではまだ整備されておらず、令和8年度に実施される事業の計画となります。現在、府内及び社協へ向けた研修等も行っており、事業が開始する令和8年度以降には、実施してみての効果や課題をお示しできるようになると考えております。その際には委員の皆様へご説明させ

ていただき、ご意見等いただければと考えております。重層的支援体制整備事業実施計画についての説明は以上です。

続いて、素案94ページ、第7章「成年後見制度利用促進基本計画」についてご説明します。前回の推進委員会では、司法の専門職として弁護士と司法書士の先生にお越しいただき、まず最初に成年後見制度の説明や計画策定の背景についてご説明いただきました。それらを踏まえて、なぜ今この計画をつくらなければならないのかということと、計画策定の根拠として「1 計画策定の背景」と、「2 計画の位置づけ」の記載をしました。さらに、次のページの「4 成年後見制度の概要」にて、後見制度の説明を加えました。先生方が強くおっしゃっていた、市の取組をもっと具体的に書くべきというご意見については、まず、「5 現状と課題」の部分で、アンケート調査から見えた、制度の認識が薄く周知の必要性が求められている現状と、その課題として、相談窓口の整備と制度の円滑な利用に向けた体制づくりが必要であるという課題を記載しました。これらの課題を踏まえて、「6 具体的な市の取組」として、四つの取組を掲げております。1点修正がございます。

「(2) 中核機関の設置」について、配付資料4をご覧ください。中核機関のあり方を検討するにあたっては、新たに審議会を設置するのではなく、本推進委員会のメンバーに司法専門職の方を新たに委員として加えて検討していきたいと考えております。最後に、「指標と目標」については、67ページ、基本目標2「誰もが互いに尊重し合い、共に生きる社会の実現」の方向性(2)「権利擁護と尊厳の確保」の再掲で、権利擁護支援を必要とする方が、適切な支援につながるための支援体制を中心となって構築する、「中核機関の設置」を目標としております。成年後見制度利用促進基本計画についての説明は以上です。

#### ○事務局・高麗主任

最後に、素案101ページ、第8章「再犯防止推進計画」についてご説明いたします。こちらは86ページの基本目標(4)「誰もが安心して生活できる支援の充実」の方向性(3)「再犯防止の推進」の内容と合わせてご説明いたします。第2回推進委員会にていただいたご意見として、「再犯のみを防止することでよいのか」、「再犯だけでなく初犯から防止することが必要ではないか」などのご意見をいただきました。前回の素案では、この方向性(3)は再犯防止計画を包含する内容として掲載をしていましたが、各個別計画についてのご意見もいただき、再考した結果、個別計画はそれぞれ章立てして、「具体的な市の取組」「推進に向けて」といった内容を加筆しております。その結果、86ページ、第4章「施策の展開」の方向性(3)「再犯防止の推進」については、内容の中に、再犯だけでなく初犯から起こさせないための犯罪・薬物防止、非行防止、青色防犯パトロールなどの内容を加筆しました。「地域福祉計画」であり、犯罪の防止を目的とする計画ではないということと、犯罪の防止については、市の危機管理室で「防犯推進計画」を策定しており、現在改訂中もあるため、内容のほうに防犯を加える形としました。これに伴い、方向性(3)のタイトルを「再犯防止の推進」から、例えば「防犯対策の推進」や「安心して暮らせるまちづくりの推進」などに変更したほうがよいと考えておりますので、ご意見をいただければと思います。再犯防止推

進計画の内容は、再犯率の増加に伴い、保護司の活動の推進だけではなく、相談支援の充実や誰もが地域で安定した生活基盤を持てるよう支援を行って行くものとなります。再犯防止推進計画についての説明は以上です。

○丸山委員長

個別の計画について説明をいただきました。一番最後のところで、86ページの、方向性（3）の「再犯防止の推進」というタイトルについて、事務局から変更の提案がありました。今、事務局から示されたのは、「防犯対策の推進」と「安心して暮らせるまちづくりの推進」です。このタイトルについては今日決めてしまいたいと思っています。再犯防止推進計画そのものの趣旨は、出所者が地域の中で受け入れられるようにする更生保護の関係の施策が中心なのですから、こちらの地域福祉計画のほうでは、再犯だけではなく最初の犯罪も防いでいくという観点も含めてもう少し幅広く捉えるという意見があったことから、「防犯対策の推進」、または「安心して暮らせるまちづくりの推進」というタイトルの案が出ていますが、いかがでしょうか。ほかにアイデアなどありませんか。特になければ、今二つ出ている案でどちらがよろしいですか。

○岡田委員

再犯防止と防犯は意味合いが全く違います。再犯防止は、罪を犯した人間をターゲットにしています。だから、保護司との関わりもそうで、人です。防犯は、人ではなくて犯罪とか地域を対象にしているので、この二つは違うものだと思います。

○丸山委員長

厳密に言うと、再犯防止というのは、岡田委員がおっしゃったとおり、1回犯罪を犯してしまった人とその人の更生に焦点を当てています。防犯は、市民が犯罪に遭わないようにというまちづくりなので、本当は別物です。そういう意味では、「安心して暮らせるまちづくりの推進」であれば、初犯とか犯罪そのものを防ぐということも入るかもしれないですが、あまりに幅広くなってしまって、犯罪や再犯がぼやけるようにも思います。もともと、再犯よりももっと幅広くということで防犯という意見が出たのですけれども、皆さんのご意見はいかがでしょうか。

○土佐副委員長

民生委員・児童委員の土佐でございます。民生委員・児童委員というのは権限も決定権もありません。今まで皆さんがいろいろお話しいただいているのは上のところの話で、私たちはその下の、日常の生活の中で相談を受けたりしています。その中で、防犯については、私の町内会ではいろいろなチームに分かれて、時間帯を分けてパトロールを実施しています。あとは、防災に関して、六小区域で防災訓練をするときに、今まで学校に声掛けはしていなかったのですが、今年は六小の保護者の方たちにも声掛けをして、親子で参加してもらうように計画しています。もう一つは、普段は生活の中での困りごとの相談について、内容によっては専門分野につないでいます。また、長寿はつらつ課やこども未来課から連絡をいただいて、見守りをすることもあります。また、誰が来てもいいサロンを民生委員が立ち上げています。コロナ以降、プレママや育休の方たちはいらして

ないのですけれども、先ほど出た不登校の方のお母様がそのサロンに来て、みんなでわいわいやつて気分転換をされたりしています。

私たちは情報がないとなかなか活動ができません。町内会も抜ける人が増えています。一説には、ご近所付き合いをしたくないという人が80%くらいいるそうです。そういう中で、いろいろなイベントを行って手伝っていただいたりしているのですが、シニアの方や男性の方は、頼めば手伝ってくれる方もいますが、なかなか難しいというのが実情です。ご主人が亡くなって熱帯魚の水槽のもらい手を探しているとか、ごみ出しの相談なども受けます。そういう細かいことも含めて、何でも屋的なことをしながら、ご近所の方たちともコミュニケーションをとりながら、地道に少しずつ知り合いを増やして、情報を集めて、活動していくしかないと思っています。

○丸山委員長

つながりという部分については、14ページのデータを見ると、町内会の加入率は10年間で45%から35%になっています。

犯罪という部分では、犯罪の認知件数は、令和4年度から令和5年度ではやや下がっていますが、全体を見ると横ばいです。再犯率は令和4年からは増えていますが、全体ではやはり横ばいでです。再び罪を犯すことをどう防止するかという計画なのですから、窓ガラスが割れたといったことも含めての幅広い防犯対策とすれば、つながりや孤立・孤独なども関わってくると思います。その中で再犯防止の部分の方向性のタイトルをどうするかということですけれども、ご意見等ありませんか。

○中村(敏)委員

基本目標4の方向性（1）「地域での見守り体制の充実」のところに防災などについて書いてあるので、あまりそこをここでも充実していく必要があるのかと思っていたので、単純に「犯罪再犯防止の推進」のように、ターゲットは明確でいい気がします。

○丸山委員長

今出ているアイデアで言うと、「防犯対策の推進」か「再犯防止の推進」がいいということですか。

○中村(敏)委員

「再犯防止の推進」のほうがターゲット的には分かりやすいし、カバーできるのではないかと思いました。

○山岸委員

101ページの第8章の「1 計画の位置づけ」の下から2行目に、「この第8章を、再犯の防止等の推進に関する法律」と書いてあるので、「再犯防止等推進計画」にすれば、「等」の中に初犯が入るので、いいのではないかと思いました。

○丸山委員長

86ページの方向性（3）に「等」を入れて「再犯防止等の推進」にするというご意見だと思い

ます。いかがでしょうか。

○土佐副委員長

再犯防止については、保護司さんたちと、私たちも協力できるかどうかを話し合ったことがあるのですが、やはり、情報が入らない私たちには難しいのです。中には民生委員と保護司の両方をしている方もいらっしゃいますが、個人情報守秘義務がありますので、私たちに情報を伝えることはできません。そういう中では、民生委員を含め、ほかの方たちも難しいと思います。今まで権利事業のところでそういうものがあったのですが、今回、それをなくしたのです。朝霞でも一度お話をという話が出たのですけれども、やはり無理という結論になりました。ですから、再犯防止というのは難しいと思います。

○丸山委員長

ほかにご意見はありませんか。今出た意見を総合すると、「安心して暮らせるまちづくりの推進」は重複するし長いので、「再犯防止の推進」のままにするか、そこに「等」を入れて幅広くする、もしくは、タイトルの前半を「防犯対策」に置き換えるといったアイデアが出ています。再犯防止推進計画そのものは法律上の位置づけがあると思うのですが、方向性のタイトルについては自由に変えられるということです。多数決ははばかられるので、ご意見をいただければと思います。

○土佐副委員長

唯一保護司さんと連携とか協力できることは、女子の更生保護です。そこは協力し合っているので、更生保護は公助でできる可能性があると思います。

○宮本委員

これにこだわっているとか、これが専門というわけではないのですけれども、前回は「再犯防止の推進（再犯防止推進計画）」と書いてありました。「再犯防止の推進」でもいいと思うのですけれども、そうであれば、86、87ページの記載内容は適切ではないと思います。理由は、再犯防止のための取組ではないからです。更生保護女性会や保護司会というのはもちろん再犯防止になりますが、例えば、啓発活動の「社会を明るくする運動」や青少年健全育成や非行防止は、どちらかというと犯罪の防止、初犯の防止です。ここに啓発活動が三つ書いてありますが、これが再犯防止に役立っているのですかと私は問いたいです。これはずっとやってきたことのはずですが、これまで10年、20年以上やってきて、統計データを見ると再犯率は下がっていないので、これをそのまま書いても再犯防止の推進にはなりません。初犯の防止にはなると思います。こどもたちに犯罪防止のための教室をしたり、別の青少年健全育成団体で活動することによって犯罪に目を向けないようにするというのが目的であって、再犯に対する効果はないと思うので、そこが一致していないのです。

そして、本当は101ページの「再犯防止推進計画」のほうにここの事業を書いてほしいです。そちらにも何をするのかを書けば、再犯防止の施策になるし、啓発活動になります。例えば102ページの（2）「福祉・保健医療サービスの利用促進」や、（3）「地域での安定した生活基盤の確

保」は、どこの所管の誰がやるのか、何をやるのか、初犯の人が2回目、3回目を起こさないように（2）や（3）は本当にやってくれるのかが見えません。これも項目としては今までやっていけるはずです。ただ、例えば保健センターなどが精神科医と対応するのか。生活基盤の安定は防犯の所管ではやらないので、これはどこに投げるのか、おそらく警察はそこまでしないので、本当にやっているのか。このままでいくと、計画で書いてあるけれども具体的な施策はなくて、結局、5年後も再犯率は下がらなかつたということになってしまふので、具体的にして市の施策のほうに戻してきもらうということが重要だと思います。

話が長くなりましたが、最後に、再犯率が高くなるのは悪くはないと思っています。理由は、再犯率が高くなるということは、全体の犯罪件数が下がって再犯者の数は変わっていないということだからです。総犯罪件数が下がるというのは、つまり初犯者が下がっているということです。初犯が下がることによって再犯率が高まるので、そういう意味では評価をすべきだと私は思っています。再犯の防止の推進というのは、再犯率だけではなく、再犯の分母自体を減らすということだと思います。初犯も含めたものであれば地域福祉の視点です。再犯・防犯を地域福祉の中に入れるという意味は、地域福祉としてどうするのかということです。

なぜそれを言ったかというと、10月2日に朝霞市のドラッグストアに強盗が入りました。犯人は高校生でした。私はニュースしか見てないので、朝霞市在住の高校生なのか、朝霞に通っている高校生なのかは分かりませんが、私は、あれは強盗ではないと思っています。なぜなら、普通であれば万引きするはずと思うからです。睡眠薬をあるだけ出せと言って、刃物のようなものを持って強盗したと書いてありますが、普通であれば、高校生がそんな凶悪な事件を起こすとは思いません。万引きをすると思います。万引きではなく強盗してしまったということは、その高校生は何らかの判断能力の影響があるのではないか。睡眠薬ということは眠れないのだろうと思うので、眠れないことについて事前に相談できなかつたのか。それが犯罪を防ぐということです。その子がもし朝霞の住民であれば、その子の再犯防止をするのではなく、その前の段階でできることをすべきで、それが例えば102ページの（2）の「福祉・保健医療サービスの利用促進」だと思います。やってしまった人に対することももちろん大事ですが、そうならないようにどうすればいいのかというところを家族や地域や学校の人がやっていれば、あの事件は起らなかつたと思います。万引きで捕まつたのと強盗で捕まつたのでは、その後の人生はかなり大きく変わります。そこまでさせてから再犯防止ではなくて、その前の初犯の防止が極めて大事だと思うので、地域福祉では犯罪の防止を全体像として狙いを定めて、括弧して「再犯防止推進計画」でいいと思います。同じような事件が朝霞で起きないよう、こういった考え方を計画に落とし込んでいくことが大事だと思います。

長くなつて申し訳ありません。

○丸山委員長

方向性（3）についてはどれがいいとお考えですか。

○宮本委員

方向性は、最初に提案していただいたものでいいと思います。広くやることが地域福祉としての視点で、括弧で「再犯防止推進計画」と書くといいと思います。

○丸山委員長

「再犯防止推進計画」は後にあるので、計画は分けて考えていただいて、86ページの方向性のタイトルとしてはいかがですか。

○宮本委員

「安心…」がいいと思います。

○丸山委員長

「安心して暮らせるまちづくりの推進」のほうがいいということですね。

○宮本委員

啓発活動は再犯防止のためではないと思っています。

○丸山委員長

法令的には再犯防止なのですが。

○宮本委員

なのですけれども、法令的というか…。

○丸山委員長

そこが分かりにくいので、であれば「安心して暮らせるまちづくりの推進」というのも…。

○宮本委員

「犯罪や薬物防止など、非行防止教育の実施」は、今の再犯者に対しては効果はないと思います。

○丸山委員長

そういうふうに言うと、もう全部に広がってしまうので…。

○宮本委員

方向性は皆さんにお任せしますが、私としては、広いほうが地域福祉の位置づけとしてはいいのではないかと思っています。意見はこれで終わります。

○丸山委員長

今いただいた意見は、再犯とか防犯という言葉ではなく、「安心して暮らせるまちづくりの推進」のほうがいいというご意見ですが、いかがでしょうか。まだ発言していない方で、尾池委員、いかがですか。

○尾池委員

非常に難しいお話で、承っている間にもだんだん難しくなってきました。先ほどから承っているように、初犯をしないまちづくりというのは絶対的な条件だと思います。先ほどの薬の話や、初犯が少なくなると相対的に再犯率が下がるという話は、興味を持って伺いました。初犯をいかに減ら

していくかという観点が地域福祉ではとても大事だと思います。

○丸山委員長

新坂委員、いかがですか。

○新坂委員

とても難しいです。全体を捉えるのであれば、「安心安全のまちづくり」というほうが、いろいろなものを盛り込めるということ、「再犯防止」という言葉を入れるとそれを中心に触れていかなければいけないということもあるので、私は広い意味のほうがいいように思います。初犯も含めた朝霞市の全体の犯罪を減らしていく取組が、別の初犯防止にもつながると思います。市民の皆さん「朝霞市はとても安全安心で生活できる」と思ってもらえるようなまちづくりが必要で、その中身として再犯・初犯をどうするかということになっているのだと思うので、広い意味のほうがいいと思いました。

○丸山委員長

より抽象的にということです。先ほど「等」を入れるというアイデアもありましたが、再犯、防犯という具体的な言葉にせず、「安心して暮らせるまちづくりの推進」として幅広く対象にするというアイデアです。いかがでしょうか。

○宮本委員

「犯罪防止の推進」では駄目ですか。

○丸山委員長

防犯とどう違うのですか。

○宮本委員

防犯というのは、犯罪者がいる前提で自分を守るためのものです。犯罪防止であれば、短いし、初犯も再犯も両方含むと思いました。防犯は含んでないと言うと変ですけれども、犯罪をしないようにするということにはもちろん再犯も含まれると思います。

○丸山委員長

いかがでしょうか。

○事務局・平岡課長補佐

いったん整理をしたいと思います。経緯を少し説明させていただきたいと思います。

もともと前回ご提示した内容は、「再犯防止の推進」ということで、再犯に特化した内容で記載していました。そのため、86ページの「市の主な施策」の、【防犯活動の推進と情報発信】や、87ページの【各啓発運動への支援】は掲載がございませんでした。それについて、保護司をされている伊藤委員から、再犯だけに目を向ける形でいいのか、初犯についても考えるべきではないかというご意見をいただきまして、今、宮本委員が言わわれているように、地域福祉の中では、初犯を含めた犯罪が少しでも減ったほうがいいのではないかと事務局のほうでも考えたところでございます。今、宮本委員からご意見をいただいた「犯罪の防止」とタイトルは、事務局のほうでも検討したの

ですが、地域福祉計画という位置づけの中では、犯罪防止というところまで言い切るのは難しいと考えました。

その上で、伊藤委員の「初犯にも目を向けていきたい」という意見を踏まえて、86ページの「施策の方向性」の1行目に、「犯罪の防止に努めるとともに」という言葉を入れ、併せて、前回の計画ではなかった【防犯活動の推進と情報発信】と【各啓発運動への支援】を追加しました。初犯、再犯を問わず全体的に地域福祉の取組の中でできるだけ犯罪を防止していくということで、このような、初犯、再犯にとらわれない記載の仕方をさせていただきました。

それで、タイトルとしては、先ほどご説明したとおり、犯罪の防止とまではなかなか言いづらいというところがありましたので、事務局としては「防犯対策の推進」と「安心して暮らせるまちづくりの推進」をご提案させていただきました。「安心して暮らせるまちづくり」でいいのではないかとも思っていたのですが、幅が広すぎるようにも思いましたので、そういったところを踏まえてご検討いただければと思い、提案したという経緯がございます。よろしくお願ひします。

○岡田委員

「犯罪の防止」という言葉が使いづらいという説明がありましたが、私は、ここには二つのものが入っていると思っています。初犯の犯罪者、再犯者を防ぐ方向と、あと、まちぐるみで市民ができることという二つの方向が入っていると思うので、例えば、この方向性は3-1と3-2として、犯罪者向けの対策や保護司が必要というところと、市民ができる防犯に分けてはどうでしょうか。

だから、「犯罪の防止」というのはいい言葉だと思ったのですが、使えないというのが少し引っ掛かりました。

○丸山委員長

地域福祉の立場からすると警察用語は使いづらいということもあるので、そういう意味では、一番幅広く取って、「安心して暮らせるまちづくりの推進」という形になると思いますが、いかがでしょうか。

○山岸委員

86ページの方向性は大きく「安心して暮らせるまちづくり」として、その落とし込みの中身である101ページについては「再犯防止等推進計画」としてはどうでしょうか。この第8章も、102ページの4の(3)の「地域での安定した生活基盤の確保」などは、一度犯罪を犯した人だけを対象にしているわけではなく初犯も含まれているので、「再犯防止推進計画」よりは「再犯防止等推進計画」がいいのではないかと思いました。つまり、86ページは枠組みを広く、落とし込みを101ページというようなイメージです。いかがでしょうか。

○丸山委員長

今の方針でまとめると、86ページの方向性(3)のタイトルはより幅広くということだと思いますので、ここは事務局案の「安心して暮らせるまちづくりの推進」に変更ということでよろしい

でしょうか。それがまず一つです。

(一同「異議なし」)

○丸山委員長

その上で、101、102ページについては、中身はまだ加筆修正をされると思いますが、「再犯防止推進計画」というタイトルについて、「等」を入れてもいいかどうかは法令の確認が必要ですけれども、この委員会としては「等」を入れて、この施策の中身は再犯だけではないところもカバーするということで、皆さん、よろしいですか。

(一同「異議なし」)

○丸山委員長

再犯でかなり時間を取りましたけれども、これも含めてほかにご意見等はありませんか。なければ、前回ご提案をされた保護司の委員の方が本日はご欠席なので、ご意見を伺った上でということになりますが、暫定的な委員会の結論としておきたいと思います。

ここも踏まえて全体についてご意見をいただきたかったのですが、時間の関係もあるので、議題(3)「その他」の説明をお願いします。

---

(3) その他

○事務局・高麗主任

それでは、議題(3)「その他」についてご説明いたします。まず今後のスケジュールについて、資料5をご覧ください。スケジュールを示しております。10月22日に産業文化センターにて、パネルを展示して説明を行うオープンハウス形式で、市民の方からご意見をいただきます。11月初旬から12月初旬にかけて、市民コメント（旧パブリックコメント）及び職員コメントを実施します。いただいたご意見を協議・反映して、おおよそ完成した形にて第4回推進委員会で提示させていただきます。

第4回ではご意見をいただく形式ではなく、第5期計画の最終確認と、第4期の評価を行うことを予定しております。開催日は令和8年1月7日、午後2時30分より、会場はこちらの会場の予定です。また通知させていただきますが、現時点で出席不可の方は事務局までお伝えいただければと思います。

また、資料2「素案」の52ページ以降の第4章「施策の展開」について、各方向性の最後に「地域でできること」として「市民ができること」「関係団体等ができること」を掲載しております。例えば54ページなどです。こちらは事務局でも検討してまいりますが、地域で活躍していただいている委員の皆様からもご意見・ご提案をいただきたいと考えております。ご意見・ご提案がありましたら、10月24日までに、資料6の意見表でも結構ですし、様式はどのような形でも構いませんので、メール、FAX、お電話等にてお知らせいただければと思います。

その他については以上です。

○丸山委員長

委員からの意見は、この「地域でできること」だけではなく、内容についてでも結構です。

「地域でできること」については、前回の計画でもコラムで書いていただきました。それぞれの活動の内容や、市民はこんなことができる、団体ではこんなことができるという具体的なこと、朝霞オリジナルのことを書いていただけすると、こういうことを皆さんでしませんかという提案にもなって、行政の役割、社会福祉協議会の役割、市民の役割が三位一体となって、安心して地域で暮らし続けられる地域福祉の政策や地域共生社会の実現ができると思います。次の次期のこの推進委員会で、市民、社協、役所が一緒になってどんなことをやっていくかということを考えていくためにも、「地域でできること」の内容について、ぜひ多様な意見をいただければと思います。

時間の関係で今日出し切れなかった部分、ご指摘のあった、文章の重なり、表現などについても、こちらのペーパーか、あるいは、このようなフォーマットで、電話、メール、FAX等でぜひお寄せください。それらを基にまた委員長、事務局、庁内の会議体等で検討して、反映していき、次回の1月7日で確認していただきたいと思います。

併せて、10月22日には成年後見講演会での意見聴取、その後、パブリックコメントも予定しておりますので、ぜひ周りの方にも周知いただいて、ぜひご意見等を積極的に出していただきたいと思います。

ここまで全体を通して、何かありますでしょうか。

○横田委員

今日、「権利擁護と尊厳の確保」の話は予定されてなかったのですか。その話が全然出なかったので、このあたりの話をしていただきたかったです。

○丸山委員長

何かご質問があればお願いします。

○横田委員

具体的に計画を一つ一つ確認していきたかったです。10月22日に朝霞市としては初めての権利擁護の講座があって、そこからスタートなのかなと思っています。その時に、一般の市民の方もそこに来いろいろ質問してよいとチラシにありましたけれども、この委員会としても具体的に確認を1個1個していけたらと思っていました。

○丸山委員長

今出していただいて結構です。

○横田委員

例えば、具体的にいつ頃センターができるのかとか、朝霞市と社協の役割の分担とか、社協では、今、法人後見として取組をされ、埼玉県では市民後見人の養成講座が始まっていますが、朝霞市はそのあたりについてこれからどのようにされるのか。また、朝霞市として県の市民後見人講座を募集されました。何人が応募されたのか分かりませんけれども、それをどう地域福祉で生かしていく

のかといったことが話せたらと思っていました。

○丸山委員長

成年後見制度利用促進基本計画のところでまとめて報告していただきましたが、今、横田委員からご質問があった部分については、おそらく中核機関などはまだ計画段階なのだろうと思います。

事務局から、今、何か具体的に説明できることはありますか。

○事務局・萩原係長

おっしゃるとおり、明確に時期などはお示しできません。前回、弁護士の先生や司法書士の方から、朝霞市は遅れているなどのご意見がありましたので、指標として、この5年の計画期間の中で中核機関をしっかりとつくるということを目指しております。役割のすみ分けなども、それをつけっていく中で何とかしていけたらと思っております。

○横田委員

今の話はあまりにも大きすぎます。これから5年かけてこの話を進めていくと捉えればよろしいですか。

○丸山委員長

おそらく、府内でもまだ具体的にいつという計画がないのだろうと思います。併せて、民法改正が行われるので、成年後見制度自体が変わるので。後見・補佐・補助という類型が廃止になったり、後見をやめることもできるようになるなど、成年後見制度が大きく変わります。そうなると、地域の中で中核機関、ネットワークのようなところは必須になってきます。今、埼玉でやってないところは朝霞市も含めて3市しかないので、必ず実施するという前提ではあるけれども、具体的にいつとかどういう計画かというのは、まだなのではないかと思います。

○事務局・佐藤部長

福祉部の佐藤です。今日は遅れて来まして申し訳ございません。

成年後見制度につきましては、前回、弁護士の先生と司法書士の先生にあのようにお話を聞いて、市としても十分な課題だと認識してございます。ただ、人と予算というところが非常に難しく、今、萩原が申しましたように、今後5年間で整備していきたいと考えております。取りあえず来年度においては、報酬についての予算の要求を、今、しているところでございます。中核機関については、来年度に市の機構改革をして地域共生社会課を置く予定ですので、そういったところで検討して早々に設置したいと考えています。あとは、社協さんとも連携して、多数の住民に受けていただくように進めていきたいと考えています。明確な年度はまだ申し上げられませんが、今のところはそういうことを考えています。

○丸山委員長

令和8年度は予算が10月なので、もう検討が終わってしまっているため、おそらく令和9年度から先になるけれども、令和12年度には必ず設置する。どういう時期につくるか、直営でやるのか、社協などを巻き込むのかなどは、今後の課題になるということです。横田委員には、これをど

う実現していくかをしっかりとウォッチしていただいて、ご意見をいただければと思います。

○横田委員

分かりました。今日の第6～8章に記載がありますが、その話が先ほど出なかつたのでお尋ねしました。これは大変な計画になると思います。委員長がおっしゃったように、民法が大きく変わるので難しいと思いますけれども、お話を伺つて、これからも何かできることがあればやっていきたいと思っています。

○丸山委員長

ありがとうございます。成年後見は本当に重要です。それより一歩手前の日常生活自立支援事業と呼ばれるものがあるのですが、ここがどのように豊かになっていくかということと、あと、ここにはないのですが、契約時に消費者被害に遭わないような政策についても地域福祉の中では重要視されているので、そういう点もぜひ入れてほしいと思っています。権利擁護というのは非常に広いので、視点や書きぶりについてもぜひご意見をいただければと思います。

ほかに何かありますか。よろしいですか。では、ぜひご意見を事務局にお寄せいただきたいと思います。12時になりましたので委員会は閉めたいと思います。事務局から何かありますか。

○事務局・高麗主任

ありません。

---

#### ◎4 閉会

○丸山委員長

では、土佐副委員長より閉会のごあいさつをお願いします。

○土佐副委員長

お疲れ様でございます。内容がとても濃くて、しっかりと頭に入ったかどうか不安が残りますけれども、いろいろ課題が出たので、皆さんの暮らしが少しでも良くなるよう、これからも皆さんと話し合いたいと思いますので、よろしくお願ひいたします。

○丸山委員長

これで今日の会議を終わります。メイあさかセンターのチラシがありますので、ぜひご覧いただいて、参加いただければと思います。今日も長い時間、ありがとうございました。